

令和 2 年度

# 事 業 計 画 書

社会福祉法人訓子府福祉会

## 社会福祉法人訓子府福祉会の基本理念

～ 利用者の立場に立ったサービスの提供と自立支援を目指して ～

### 基 本 方 針

1. 介護予防及び介護サービスを必要とする高齢者等と家族が、安心して利用できる事業所を目指します。
1. プライバシーの尊重及び自主性の尊重を基本とし、明るく快適な生活が送れるよう支援します。
1. 介護サービスを必要とする高齢者等と家族が、地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。
1. 個人の尊厳を確保し、質の高い介護サービスを提供するよう努めます。
1. 広く法人、施設の機能を挙げて、地域福祉の増進に寄与するよう努めます。
1. 人創りが良質な介護サービスの提供に不可欠であることを認識し、職員研修を積極的に行います。
1. 無駄のない効率的な経営と安定した経営が確立できるよう努めます。

# 社会福祉法人訓子府福祉会職員倫理要綱

## 前 文

私たち社会福祉法人訓子府福祉会（以下「法人」という。）が経営する事業所に勤務する職員は、介護を必要とするすべての利用者が、個人の尊厳を保持し、施設又は長く住み慣れた地域において安全かつ生きがいをもって暮らし続けていくことを願っています。

そのために、法人が経営するすべての事業において、利用者一人ひとりが、その人らしい生活を実現するための支援をする専門職として、ここに倫理要綱を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって介護サービスを提供できるよう努めます。

### （利用者の立場に立った自立支援）

1. 私たちは、利用者すべての基本的人権を擁護し、その人らしい生活が実現できるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護サービスを提供していきます。

### （専門的サービスの提供）

2. 私たちは、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を養い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

### （プライバシーの保護）

3. 私たちは、利用者のプライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。また、「個人情報の保護に関する法律」に基づき法令を遵守することを誓います。

### （身体拘束の禁止）

4. 私たちは、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、すでに制定している「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、身体拘束の禁止とより良いケアの実現に努めます。

### （総合的サービスの提供と積極的な連携、協力）

5. 私たちは、利用者に快適なサービスを提供していくための「介護サービス計画」を策定し、福祉、医療、保健等関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

### （利用者ニーズの把握）

6. 私たちは、生活を支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であることを確認したうえで、考え方行動します。

### （地域福祉の増進）

7. 私たちは、地域において生じる介護の問題に対しても、専門職としての自覚とプライドを持ち、積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

### （後継者の育成）

8. 私たちは、利用するすべての人々が将来に渡り安心して質の高い介護サービスを受ける権利を享受できるよう、高齢者介護に関する質の維持向上と後継者の育成に力を注ぎます。

### （事故発生防止）

9. 私たちは、より質の高いサービスを提供していくために「事故発生防止のための指針」に基づき、介護事故・送迎事故の防止に取り組みます。

# 令和 2 年度 社会福祉法人訓子府福祉会事業計画

## 1. 事業の目的

老人福祉の基本理念を基調とし、かつ介護保険法の趣旨に従い、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等を提供し、施設または地域社会において利用者一人ひとりの有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な福祉サービスを提供しようとするものである。

## 2. 経営目的

法人の基本理念及び基本方針の明確化及び職員の倫理要綱に基づいた経営計画の実現に取組むことにより経営の確立を図る。

また、職員には施設内外の研修機会を多く持ち、法人施設を取り巻く情報を共有することで職員の育成を図り、そのことが「サービスの質の向上」につながり、評価される事業所に成長することで、事業経営の安定化を図る。

## 3. 事業展開

- (1) 入所者・入居者の認知症状等の重度化に対応するための研究
- (2) 通所介護事業における活動内容等の検討

## 4. 在宅老人福祉サービス事業の推進

- (1) 地域支援事業における介護予防事業の受託
- (2) ショートステイ事業の受託

## 5. 法人組織の機能の充実

- (1) 理事会・評議員会機能の活性化
- (2) 理事会運営の適正化
- (3) 監事機能の発揮

監事は、理事の業務執行状況、法人各事業所の経営状況、財務・会計処理状況、利用者の預り金取扱状況を必要に応じて監査し（定例：四半期毎 4 回）、この結果を理事会・評議員会及び北海道知事に報告するとともに監査報告書を作成して保存する。

### (4) 訴訟体制の整備

万一の事故等に際し、法人及び役員に賠償責任が生じた場合の対応体制を整備し、安定的・永続的な事業の運営に資する。

## 6. 社会福祉法人の役割と意義

### (1) 地域支援事業の取り組み

社会環境の変化に伴う福祉ニーズの多様化・複雑化を受け、社会福祉法人にはこれまで以上に地域に根ざした福祉サービスの担い手にふさわしい公共性、専門性、力量を高めることによる信頼性、事業運営の安定化のための効率性が求められている。また、通所型サービスにおいては町や福祉団体等と連携した地域支援事業の取り組みが求められている。

### (2) 地域における公益的な取り組みの推進

社会福祉法人には福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金で提供していくことが求められている。

## 7. 経営基盤強化の取り組み

良質な福祉サービスを提供していくためには、法人経営が一定程度安定していることが必要であるが、小規模な当法人については介護報酬等の関係上、経営状況は厳しいため、当法人の優位性や特性に基づく他の施設との差別化を図るなどの取り組みと合わせ、引き続き次のことを取り組むものとする。

### (1) 専門職員の育成

- ア. 他の施設との情報交換、先進事例の研究
- イ. 外部研修会への派遣及び内部研修（学習会）の開催
- ウ. 意欲をもって働く職場づくりのための処遇改善
- エ. 業務に関係する資格取得の奨励
- オ. 将来を担う学生ボランティアや実習生の受け入れ
- カ. 日常業務における異業種間の連携

### (2) 町、議会、各種団体への支援要請等

- ア. 事業運営及び老朽施設の改修等に係る町及び町議会との協議推進
- イ. 中期収支見込みによる町に対する運営費及び施設整備費用等の補助の要請
- ウ. 老朽車両の更新に係る各種団体助成への応募

### (3) 体制強化その他の取り組み

- ア. 利用者に対する重要事項等の説明の徹底
- イ. サービスの実施体制、資格等の利用者に対するサービス選択のための情報提供
- ウ. 広報誌の発行やホームページの活用による経営情報の開示
- エ. 職員への経営実態の周知による経費節減意識の醸成及び介護サービスの向上を前提とする業務の効率化による時間外勤務の縮減などの経営改善に向けた取り組み
- オ. 経営改善策の検討協議及び改善状況検証のための経営改善会議の開催及び専門業者による経営アドバイザー業務を令和元年度の決算分析終了まで継続する。

# 特別養護老人ホームくんねっぷ静寿園事業計画

## 基 本 理 念

1. 「お世話させていただく」という謙虚な心で、責任あるサービスを提供します。
1. 誰に対しても笑顔で敬意を持って接し、信頼される関係を築きます。
1. プライバシーに配慮した尊厳ある快適な生活を提供します。
1. 専門職としての先進的な技術や知識を習得し、質の高いサービスを提供します。
1. 「自分でできる喜び」を重視し、自立した生活ができるよう支援します。

## 1. 基 本 方 針

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようすることを目指します。

入所者等の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立って明るく家庭的な雰囲気を大切にしながらサービスの提供に努めます。

## 2. 処 遇 方 針

- (1) 当施設において提供する介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- (2) 利用者等の人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者等及び家族のニーズを的確に捉え、個別に施設介護計画を作成することにより、利用者等が必要とする適切なサービスを提供することとします。
- (3) 入所者等又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。また、入所者等や家族より介護サービスに関する記録の開示を求められた時は、記録を基に情報を開示します。
- (4) 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- (5) 常に、提供したサービスの管理・自己評価を行います。
- (6) 認知症に対する理解を深め、地域の社会資源との連携を深めます。

## 3. 処 遇 目 標

- (1) 事故防止に向けて、入所者等の多様なニーズを的確に把握し、ケアプランとの連動により安心・安全を確保するように努める。
- (2) 個別ケアの充実に向けて、日常生活での入所者等との会話、身体・精神面の理解に努めるとともに職種を問わず情報の共有を図り、適切な介護を実践する。
- (3) 入所者等の要介護度及び認知症の重度化への対応並びに入所者等に、より快適な生活を送っていただくため、引き続きグループケアによる介護サービスを提供する。
- (4) 内外の研修内容を充実させて、更なる専門知識・技術の習得の研鑽に励み、入所者等のサービスの質の向上に努める。
- (5) 介護部門
  - ア. 入所者等の自立支援及び日常生活の充実を図り、入所者等の心身の状況に応じた適切な技術をもって介護を行う。なお、介護の実施にあたっては、入所者等の人格に十分配慮して行う。
  - イ. 入所者等又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為を行わない。

- ウ. 日常生活での、誤嚥・転倒及び通院送迎・園外活動等の事故防止
- エ. 日常生活での感染症の予防
- オ. 褥瘡の発生予防
- カ. 身体拘束の廃止
- キ. 認知症に対する専門性を高める
- ク. 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアと経口維持支援への取り組み
- ケ. 入所者一人ひとりの心身の状態や生活リズムに合わせたきめ細かな介護と楽しい生活を提供するため、入所者を三グループに分け職員を固定配置するグループケアを継続する。

#### (6) 看護部門

- ア. 入所者等の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置を行う。
- イ. 入所者等個人毎にデータを作成し、嘱託医師、各専門科医の指導のもと疾病予防の早期発見・早期治療に努める。
- ウ. 感染症予防対策の徹底（新型コロナウィルス、ノロウイルス、インフルエンザ等）、感染症対策委員会の随時開催（3ヶ月に1回以上）・・・職員への感染症の知識・予防の啓蒙、内部研修（実技）の実施
- エ. 褥瘡の発生予防対策の徹底、褥瘡対策委員会の定例開催（月1回）
- オ. 機能訓練の計画実施・・・介護職員との連携実施
- カ. インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの投与  
嘱託医師の指示のもと、本人の意思確認及び家族の同意を得たうえで実施する。
- キ. 起床、就寝時、食後等必要に応じた「口腔ケア」の徹底を図る。また、口腔ケア委員会を通じ、義歯の手入れ、唇の乾燥、ブラッシング方法等についても細心の注意を払うよう歯科医師・歯科衛生士等と連携し、状態把握に努める。
- ク. 入所者等全員の健康診断の実施。
- ケ. 胃ろう入所者等への適切な対応に心掛ける。
- コ. 介護職員と連携し、口腔ケア及び経口維持支援への取り組み並びに入所者の痰吸引を適期に行うなど、誤嚥性肺炎予防のための取り組みを推進する。

#### (7) 栄養・給食部門

- ア. 入所者等の身体状況に適した献立、調理、食形態の研究を行う。（病弱者等に対しては、各部門との相談、情報交換により状況に合わせて提供する。）
- イ. 嗜好調査を実施し、入所者のニーズを把握し献立に反映させるよう努める。
- ウ. 配膳は、主として介護職員との連携を密にし、食品衛生法に掲げる事項に留意して衛生的に行う。
- エ. 食器及び盛り付け、色彩の研究・工夫に努める。
- オ. 基準量を下回る栄養素の改善（100%以上を目標）
- カ. 栄養ケアマネジメントを通じ、低栄養状態を早期に発見するとともに「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援する。また、個別的な栄養相談を行う。
- キ. 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアと経口維持支援の取り組みを推進するため、歯科医及び歯科衛生士等との連携体制を深める。
- ク. 誤嚥事故防止のため、給食業務委託業者との綿密な連携を図る。

#### (8) 相談援助

入所者等又は家族等に対する懇切丁寧な相談業務の実施及び必要な援助等の助言並びに入所者等の心身の状況変化等に係る情報提供を適宜に行うなど、入所者及び家族との信頼関係の構築に努める。あわせて職員の相談等対応能力の向上に努める。

#### (9) 機能訓練

入所者等に対して、心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- ア. 日常活動動作（移動・移乗等）に基づく訓練
- イ. レクリエーションに基づいた訓練
- ウ. ケアプランに基づいた訓練

#### (10) 地域交流

ア. 訓子府町、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域住民等への積極的な関わりのもと、在宅福祉の一助としての施設機能の開放を目指す。

イ. 施設状況を定期的に知ってもらう一環として「静寿園だより」を発行する。

#### (11) 職員の資質向上

ア. 一人ひとりの職員が仕事の厳しさを認識し、自覚と責任を持ち日々の積み重ねの中で資質の向上を目指す。

イ. 各関係機関の実施する研修会の参加や先進施設視察等を実施することにより、専門職としての意識と資質の向上を目指す。

ウ. 施設内研修の実施による資質の向上を目指し、関係資料、情報の収集に努める。

#### (12) 防災・安全管理

ア. 防火管理規程に基づき、安全かつ快適な生活を送れるよう近隣住民の方々の協力のもと、火災等を想定した通報訓練、消火訓練等を実施し非常時に迅速に対処できる避難体制の確立を図る。

イ. 非常通報システム、避難誘導、消火器及び屋内消火栓等の操作について周知徹底を図る。  
ウ. 専門業者による機械室、ボイラー、電気設備、消火設備等の保守点検のほか、職員による定期及び随時の点検を行う。

エ. 地震、洪水等の災害に起因する長期停電に対応するため、公費補助を活用した非常用発電機の設置を目指す。

#### (13) 防犯対策

不審者の侵入に備え、警察署の協力のもと防犯訓練を実施する。

#### (14) 衛生管理等

ア. 入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用する水について衛生的な管理に努め、合わせて衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

イ. 食中毒及び感染症の発生を防止するために、マニュアルの周知徹底に努めるとともに、必要に応じて保健所等の助言・指導を求め連携を保つ。

- 手指消毒、手洗いの徹底
- 期間毎の全館清掃
- 職員間の連携

ウ. インフルエンザの感染を抑制するため、施設内の適正な温湿度管理に努める。

エ. 新型コロナウィルスの感染予防を強化するため、職員個々の衛生管理と合わせ入所者家族等の施設内への立入制限を行うほか、北海道及び町の要請に基づく短期入所の利用中止等の対策に取り組む。

## 15. 事故発生時の対応

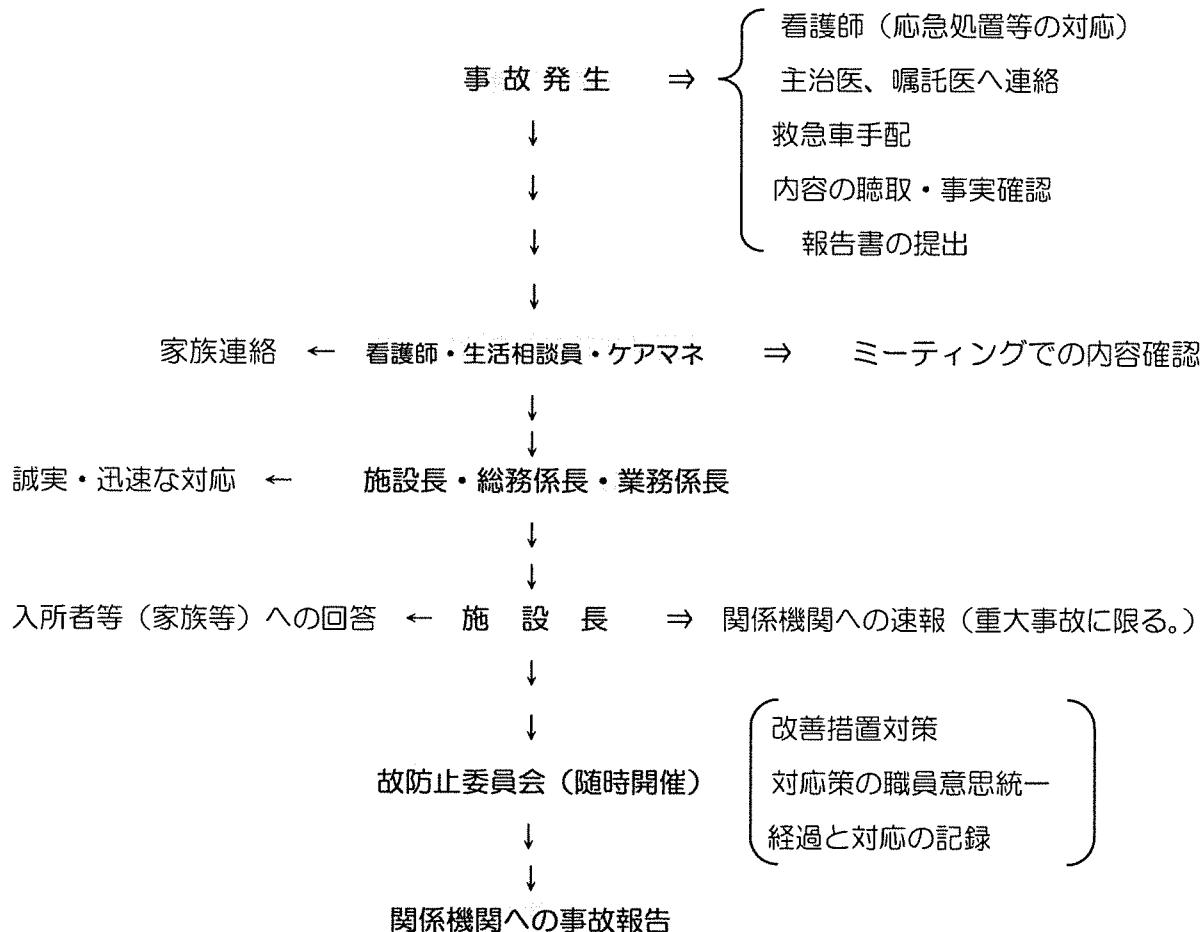
- ① 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- ② 「ヒヤリ・ハット」報告の活用  
事故に対し可能な限り事前に予知・予測し、可能な限り事故発生を回避する。万一事故が起きた時には速やかに対応処理し、拡大を防ぎ、被害を最小限にとめる。

### 【事故予防対策】

事故防止委員会を隨時開催し、複雑なリスクを丹念に減らすための検討を行い、職員への周知徹底を図る。

正しい介護方法の実施 ~ 入所者等の介助（移動介助、移乗介助、食事介助、排泄介助、入浴介助、着脱介助の他、あらゆる介助）を行う際は、先進技術の習得による適切な介助等を実施するほか、入所者等に安心していただけるよう、介助後の安全確認を必ず行う。

個々の職員が入所者等の身体状況の変化や認知症状等を正確に把握するために、事前の情報を共有できるよう、ヒヤリ・ハット報告を活用することで、リスクの周知を図り、重大な事故に繋がらないよう適切に対応する。



# 老人デイサービスセンターくんねっぷ静寿園事業計画

始めに・・・

私たちは、介護保険の基本理念である「介護予防」、「自立支援」を徹底することを目的とすることから、利用者が在宅において可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業を通して支援をしていきます。また、職員ひとり一人が認知症をはじめとする介護に関する知識・技術の向上に取り組み、専門職としての意識を高めます。

また、要支援や要介護になるおそれの高い地域の高齢者を対象とする地域支援事業については、引き続き訓子府町及び関係機関と協議・連携し、可能な限り地域の実情に合わせた受入れができるよう努めます。

## 理 念

- ・通所者及び家族が安心と信頼の深まる関係づくりを目指します。
- ・既存の能力を見極めながらセンター内の活動を通して、できることへの喜びを共に分かち合い、利用者の自立心や意欲の回復を持って在宅生活が送れるようなケアを目指します。
- ・利用者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本に個々にとって満足される介護サービスを提供できるよう精神誠意をもって利用者とかかわっていきます。
- ・職員全員が経営を意識した取り組みと自覚を持ち、事業の安定を図ることを目指します。
- ・利用者、家族間及び職員間においても、人としての思いやりを持ち、それを言葉や態度等において実践します。

## 事 業 概 要

### 【事業目的】

通所介護事業は、高齢者が介護を要する状態に、できるだけならないように、また、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とする。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援または要支援状態となる恐れのある高齢者を対象に、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、通所介護事業と同様の生活支援サービスを総合的に提供することを目的とする。

### 【利用対象者】

基本的には、町内に在住する介護保険給付対象者の概ね 65 歳以上の要援護高齢者（65 歳未満であって初老期認知、特定疾患に該当する者を含む。）や身体障害者等で他者交流が困難にいる方、閉じこもり等で下肢筋力の低下が見られる方等、通所することで社会的参加や心身の向上を図ろうとする方を対象とする。

### 【利用定員】

利用定員は、1 日当たり 30 名程度を目安に受け入れる。

### 【提供サービス基本目標】

#### 1. 生活相談

介護保険により、本人や家族の相談はケアマネージャー（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等）が主となって行っているが、サービス提供者として責任をもって利用者やその家族からの要望、苦情、悩み等に対して常に対応できるように心がける。

保健、医療、福祉等の相談については、担当のケアマネージャーに必ず連絡し、必要に応じて各関係機関と調整を行い、利用者個人の情報や問題を把握し、適切な対応と秘密保持に努める。

認知症に対する専門性を高め、利用者家族にも認知症に対する正しい認識を持ってもらえるよう努める。

## 2. 日常生活動作訓練

ケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、それぞれの利用者に対して、趣味・趣向に合ったサービスが提供できるよう、体を動かせるゲームや手芸的なもの、散歩等選択できるようにし、個々が楽しんで参加できる状況が作れているか常に評価していく。また、高齢者向けのレクリエーションについても新しいものを取り入れるなど研究し、積極的に取組む。

## 3. 健康チェック

センター到着後、利用者の健康チェックを行い、状態に応じた対応をしていくほか、日常生活での健康相談にも応じていく。また、定期的な体重測定や利用時の健康状態を把握するほか、早期受診につなげるため、状態に変化がないか確認していく。

## 4. 送迎

通所の送迎は、主にティバスとリフトワゴンの2台で行っているが、利用者一人ひとりが長時間乗車することのないよう、常に現行の送迎方法やルートの見直しを行い、効率良く送迎できるよう工夫する。また、曜日や時間は、可能な限り本人や家族の希望に添い行うことを基本に、行程上困難な日については、予め説明し了承いただく。

送迎中は、利用者の身体状況や道路状況を常に留意し、安全運転・無事故に心がける。また、利用者の乗降やシートベルト着用の確認、車内での様子には常に気を配り、同乗職員が声かけや合図をし、安全で快適な無理のない送迎に徹する。

送迎時は家族との情報交換の重要な場であるため、施設職員としての自覚を持って情報収集にあたる。また、検討事項があった場合は、その場での決めごとはせず、事務所に持ち帰り検討する。

## 5. 養護

休養・娯楽の時間は、それぞれ個人の時間として自主性を尊重し、利用者間の交流や趣味等の範囲を広げて、在宅時においても継続できるよう支援する。残存の機能を生かしながら、できる範囲を見定め自立支援を目標とする。

## 6. 入浴サービス

身体状況や精神状況を考慮した介助にあたり、利用者が心ゆくまで「温泉浴」が満喫できるよう、また、自力入浴ができない利用者については「車椅子式リフト装置」による入浴を行い、安全には十分気を配り、くつろいだ雰囲気で入浴できるように心がける。

## 7. 給食

利用者の身体状況、嗜好、食事形態を考慮し、楽しく食事ができるよう食事環境等にも配慮する。

## 8. 事故発生時の対応等

- ① サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、傷病の状況に応じた適切な処置を講じる。
- ② 事故発生を回避するため定期的な施設・設備の点検を行うとともに、利用者の身体の状況等に応じた声掛け、見守り及び介助を行う。

## 9. 家族会との協調

利用者の家族会との連絡調整を図って、結びつきを深めるとともに、家族間の融和を図るべく家族会と協調して事業を推進する。

## 10. 感染症予防対策

新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染予防を強化するため、職員個々の衛生管理と合わせ、利用者等の健康チェックの結果並びに北海道及び町の要請に基づく利用制限などの対策に取り組む。

# 軽費老人ホームケアハウスほなみ事業計画

## 理 念

入居者のプライバシーの尊重及び自主性の尊重を基本とし、入居者が「ほなみ」を生活の拠点として、明るく快適な生活が送れるように援助します。

## 事業概要

### 1. 入居者に対する援助・サービス

#### (1) 食 事

- ・献立については、基本的に特養と同じであるが、食事量や嗜好、食事形態に配慮しつつ、季節感を取り入れた変化に富んだ食事の提供に努める。
- ・入居者の希望についても積極的に取り入れ、工夫に努める。
- ・BGMを流すなど、食事環境の工夫に努める。

#### (2) 入 浴

- ・隣接地にある「訓子府温泉保養センター」の温泉源を利用した入浴を提供し「温泉浴」を満喫してもらう。
- ・入浴日は原則として毎日とする。
- ・夜間入浴については、事故防止のため、宿直員にその旨（入浴前と後）伝えてから入浴するよう入居者に協力願い、最終入浴時間を午後8時までとする。

#### (3) 健康管理

- ・定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、入居者の健康の保持と疾病の予防に努める。（年1回）
- ・入居者に健康管理への意識を継続させていくため、6ヶ月ごとに健康調査を行う。
- ・入居者の健康上の不安、悩みなどについて相談に応じ適切な助言を行う。

#### (4) 自主活動への協力・援助

- ・入居者が、趣味・娯楽・交流行事などを行う場合は、必要に応じて活動が円滑に行われるよう援助する。

#### (5) 要介護者への対応

- ・日常生活上の援助及び介助を要する状態になった時は、早期に関係機関と密接な連携を取り、必要に応じて在宅保健福祉サービスを受けられるよう支援する。

### 2. 社会資源の活用及び地域交流

- ・積極的に社会資源を活用できるよう情報を提供する。
- ・特別養護老人ホームの主要行事・慰問などに参加できるよう配慮する。
- ・デイサービスへの参加を勧めていく。

### 3. 職員の役割

#### (1) 生活相談と助言

入居者の生活状況、家族状況、健康状況等を把握し、入居者の各種相談に応じて適切な助言を行う。

## (2) 緊急時の対応

- ・緊急時に対応できるよう職員体制の整備と関係機関との連携に努める。
- ・救急通報時には、救急隊員へ速やかに個人情報を伝えるためのファイルを整備する。
- ・特に夜間の対応については、宿直を中心として特養の夜勤介護員にも協力を願う。
- ・非常通報装置や全館一斉放送設備と併せて、緊急連絡が速やかに行われるよう努める。

## (3) 関係機関との連携

- ・訓子府町などの関係機関及び医療機関、家族との連絡調整を図るとともに、関係諸制度及び諸施策の活用についても迅速かつ適切な連携を行う。

## (4) 職員の資質の向上

- ・各種研修会への参加及び先進施設等の視察を行い自己研鑽に努める。
- ・施設運営に関する調査・研究を行う
- ・認知症に関する専門性を高めるよう努める。

## 4. 感染症予防対策

新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染予防を強化するため、職員個々の衛生管理と合わせ、入居者に対する予防対策の情報提供と協力を要請する。

## 5. 施設の管理体制

- ・夜間の対応  
宿直業務員は、特養と併せて行い、夜間1名を配置する。

## 令和2年度法人年間予定表

月別	理事会・評議員会等	主な予定議件	事務	主な行事
4月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約事務</li> <li>・令和元年度決算事務</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算監査</li> <li>・定例理事会</li> </ul>	<p>【理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告、決算承認報告</li> <li>・事業報告、決算承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書作成</li> <li>・事業運営支援要請書提出</li> </ul>	
6月	・定時評議員会	<p>【評議員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告、決算監査報告</li> <li>・決算計算書類等の承認</li> </ul>	社会福祉法人変更登記申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産総額の変更</li> </ul>	施設開設30周年記念式 ※新型コロナウィルスの状況を見て日程を決定する。
7月	・第1四半期定期監査		・第1四半期定期監査資料作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物故者法要</li> </ul>
8月				・七夕納涼祭
9月				・敬老会
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2四半期定期監査</li> <li>・定例理事会</li> <li>・定例評議員会</li> </ul>	<p>【理事会/評議員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告</li> <li>・監査報告</li> <li>・その他</li> </ul>	・第2四半期定期監査資料作成	
11月	・役員研修会		・R3年度短期入所事業等予算見積書提出（町宛）	
12月			・R3年度予算編成及び事業計画案作成着手	・クリスマス会
1月	・第3四半期定期監査	・R2予算執行状況	・第3四半期定期監査資料作成	
2月			・決算見込事務着手	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例理事会</li> <li>・定例評議員会</li> </ul>	<p>【理事会/評議員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告</li> <li>・監査報告</li> <li>・補正予算</li> <li>・R3事業計画及び事業区分予算</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2決算見込書作成</li> <li>・補正予算案作成</li> <li>・R3事業計画及び予算書案作成</li> </ul>	

## 令和2年度 特別養護老人ホーム年間行事予定表

月 別	施設行事名	主な内 容
4月	開園記念日	
6月	野外昼食会	テラスで焼肉（ジンギスカン等）
7月	物故者法要	故人の冥福を祈り追善法要を行なう。 遺族、法人役員、評議員
8月	七夕納涼祭	家族とのふれあい、盆踊り、各種模擬店 町、議会議長、社協会長、法人役員、評議員
9月	敬老会	訓子府町と共に
10月	焼き芋・焼きカボチャ	焼き芋・焼きカボチャを使い入所者と一緒に おやつをつくり食べる。
12月	もちつき	つきたての餅をみんなで丸め、調理して食べる。
	ゆず風呂	入所者にゆず風呂入浴を楽しんでいただく。
	クリスマス会	職員による演芸、カラオケ キャンドルサービス、クリスマスプレゼント
	忘年会	1年間の思い出（スライド放映）
1月	新年会	新年を祝う
2月	節分	入所者による豆まき
3月	ひなまつり	雛人形を飾り、ご馳走を提供する。
実施月	地域行事等への参加	主な行 事
5~6月	桜、芝桜見物	レクレーション公園
7月	ふるさとまつり見物	お祭り広場、歌謡ショー見物
10~11月	菊まつり見物	
6~9月	園外ショッピング	イトーヨーカ堂、東武、イオン北見店等
◇その他の慰問		
訓子府町認定こども園 わくわく園 民舞千鶴会・京美会・慶節会（舞踊） いちいの会（カラオケ）、北見音知クラブ（カラオケ） ダ・カーポ（大正琴演奏）ほか		
◇その他施設行事		
誕生会（毎月1回）、お好み丼の日（毎月1回）		
◇施設内研修		
救命処置に係る講習会・外部講師による研修会		

**社会福祉法人訓子府福祉会 令和2年度事業計画（給食）**

		特 養	ケアハウス	デイサービス	備 考
4月	1日(水)	開設記念日			
	16日(木)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	22日(水)	手作りおやつ(北G)			
	未定			4・5・6月誕生会	29日:昭和の日
5月	8日(金)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	13日(水)	手作りおやつ(西G)			3日:建国記念日・4日みどりの休日
	22日(金)	お好み丼(昼食時)	お好み丼(昼食時)		5日:子供の日・10日:母の日
6月	10日(水)	誕生会(昼食時野外)	誕生会(昼食時野外)		21日:父の日・夏至
	17日(水)	手作りおやつ(栄養士)			
	26日(金)	お好み丼(夕食時)	お好み丼(夕食時)		
7月	6日(月)	お祝い会・誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		*吉田文枝さん100歳(7/2)
	未定			7・8・9月誕生会(野外)	*城地きよ子さん100歳(7/6)
	中旬	物故者法要祭	物故者法要祭		
	中旬	ふるさと祭り見学			
	未定			ショッピング(外食)	23日:海の日
	21日(火)	土用の丑	土用の丑		24日:スポーツの日
8月	1日(土)	七夕納涼祭	七夕納涼祭		10日:山の日
	19日(水)	手作りおやつ(東G)			
	27日(木)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
9月	16日(水)	敬老会(夕食時)	敬老会(夕食時)		
	未定			敬老会	21日:敬老の日
	19日(土)	お彼岸・おはぎ(昼食時)	お彼岸・おはぎ(昼食時)		22日:秋分の日
	28日(月)	お祝い会・誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		*黒川ミンさん100歳(9/28)
10月	7日(水)	手作りおやつ(北G)			1日:十五夜
	未定			10・11・12月誕生会	31日:ハロウィン
	15日(木)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	23日(金)	お好み丼(昼食時)	お好み丼(昼食時)		
	28日(水)	焼き芋・焼き南瓜			
11月	4日(水)	手作りおやつ(西G)			3日:文化の日
	11日(水)	誕生会・寿司(昼食時)	誕生会・寿司(夕食時)		
	20日(金)	お好み丼(夕食時)	お好み丼(夕食時)		23日:勤労感謝の日
12月	9日(水)	餅つき(昼食時)	餅つき(昼食時)	餅つき(昼食時)	
	17日(木)	お祝い会・誕生会・忘年会(夕食時)	誕生会・忘年会(夕食時)		*佐藤二郎さん100歳(12/17)
	未定			クリスマス会	
	21日(日)	冬至	冬至		
	24日(木)	クリスマス会	クリスマス会		
	31日(木)	年越し	年越し		
1月	1~3日	正月	正月		
	6日(水)	新年会・誕生会(夕食時)	新年会・誕生会(夕食時)		
	7日(木)	七草(朝食時)	七草(朝食時)		
	11日(月)	鏡開き	鏡開き		13日:成人の日
2月	10日(水)	誕生会・寿司(昼食時)	寿司(夕食時)		3日:節分
	未定			1・2・3月誕生会	11日:建国記念日
	17日(水)	手作りおやつ(東G)			
	26日(金)	お好み丼(昼食時)	お好み丼(昼食時)		23日:天皇誕生日
3月	3日(水)	雛祭り	雛祭り		
	11日(木)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	20日(金)	お彼岸・ぼたもち(昼食時)	お彼岸・ぼたもち(昼食時)		20日:春分の日

令和2年度 老人デイサービス事業年間行事予定表

区分	行事	1週	2週	3週	4週	5週
4月	誕生会	1~3	6~10	13~17	20~24	27・28母の日
	カラオケ	こいのぼり作り	こいのぼり作り	4・5・6誕生会	30 カラオケ	25~29
5月	母の日	/1	7・8	11~15	18~22	散歩・パークゴルフ
	カラオケ	母の日	金毘羅山桜見物	ゲーム		
6月	父の日	1~5	8~12	15~19	22~26	29・30
	フリー�ー	散歩・パークゴルフ	父の日	カラオケ	散歩・パークゴルフ	
7月	誕生会	1~3	6~10	13~17	20~22	27~31
	散歩・パークゴルフ	ドライブ(端野)	ショッピング	短冊作り	7・8・9月誕生会	
8月		3~7	11~14	17~21	24~28	31
	散歩・かき氷	フリー�ー	ゲーム	散歩・パークゴルフ	おやつ作り	
9月	敬老会	1~4	7~11	14~18	23~25	28~30
	おやつ作り	作品作り	敬老会	フリー�ー	おやつ作り	
10月	誕生会	1・2	5~9	12~16	19~23	26~30
	おやつ作り	紅葉ドライブ	フリー�ー	10・11・12月誕生会	菊まつり見物	
11月		2~6	9~13	16~20	24~27	30
	ゲーム	おやつ作り	クリスマス作品作り	クリスマス作品作り	おやつ作り	
12月	クリスマス会	1~4	7~11	14~18	21~25	28~30
	おやつ作り	フリー�ー	ゲーム	クリスマス・町内ショッピング	カラオケ	
1月		6~8・12	13~15	18~22	28~29	
	書初め	ゲーム	ひな人形作り	ひな人形作り		
2月	誕生会	1~5	8~12	15~19	22~26	
		1・2・3月誕生会	フリー�ー	ゲーム	カラオケ	
3月		1~5	8~12	15~19	22~26	29~31
	おやつ作り(甘酒)	フリー�ー	全体作品	全体作品	カラオケ	

## 令和 2 年度 ケアハウスほなみ年間行事予定表

月 別	行 事 名	内 容	備 考
4月	レクリエーション大会	食堂にて実施	景品用意する
5月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	パークゴルフ大会	園庭特設コースにて実施する。	景品を用意する。
6月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	パークゴルフ大会	園庭特設コースにて実施する。	景品を用意する。
7月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	パークゴルフ大会	園庭特設コースにて実施する。	景品を用意する。
	物故者法要	ケアハウスでの生活を送った故人の冥福を祈り、追善法要を行う。	特養と共に
8月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	七夕納涼祭	入居者の家族を招待し、七夕の夜と一緒に楽しむ	特養と共に
	パークゴルフ大会	園庭特設コースにて実施する。	景品を用意する。
9月	パークゴルフ大会	園庭特設コースにて実施する。	景品用意する
	[敬老祭参加]	訓子府町主催の行事に参加する。	
10月	パークゴルフ大会	園庭特設コースにて実施する。	景品を用意する。
11月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	レクリエーション大会	食堂にて実施	景品を用意する。
12月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	レクリエーション大会	食堂にて実施	景品を用意する。
	もちつき	つきたてのもちをみんなで丸め、調理して食べる。	特養と共に
	クリスマス会	クリスマスの夜を楽しむ。	特養と共に
	忘 年 会	会食を楽しみながら、一年間を振り返る。	
1月	新 年 会	新年を祝い、会食を楽しむ。	
	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	レクリエーション大会	食堂にて実施	景品を用意する。
	宝引き大会	入居者同士で正月遊びを行なう。	景品を用意する。
2月	レクリエーション大会	食堂にて実施	景品を用意する。
3月	誕 生 会	月の初めにその月に誕生日を迎える入居者のお祝いをする。	
	レクリエーション大会	食堂にて実施	景品を用意する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画鑑賞会 毎月実施。</li> <li>・バスハイク 入居者の希望を基に年1回実施。(旅行による気分転換と入居者同士の親睦を深める。)</li> </ul>			

## 令和 2 年度 防災訓練計画書

訓練の名称	実施時期	訓練の目的及び内容
総合訓練	7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通報訓練 消防署への通報及び放送設備機器の取扱い方の習得</li> <li><input type="checkbox"/> 日中の火災を想定した避難訓練 利用者の避難誘導</li> <li><input type="checkbox"/> 消火器具取扱い訓練 職員及びケアハウス入居者を対象とした消火器及び屋内散水栓の取扱い方の習得</li> </ul>
防犯訓練	9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 不審者の侵入を想定した対応訓練</li> </ul>
避難訓練	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通報訓練 消防署への通報及び放送設備機器の取扱い方の習得</li> <li><input type="checkbox"/> 夜間における火災発生を想定した避難訓練 利用者の避難誘導（夜勤者・宿直業務員中心）</li> <li><input type="checkbox"/> 自然災害に対する基礎的な知識の習得（地震時の対応）</li> <li><input type="checkbox"/> 近隣住民の協力</li> </ul>